

議案第43号

栗山町暴力団の排除の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本町における暴力団の排除について、基本理念を定めるとともに、町並びに町民及び事業者（以下「町民等」という。）の責務を明らかにし、暴力団の排除に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、町及び町民等が一体となって暴力団の排除を推進し、もって町民の安全で平穏な生活の確保、地域経済の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係事業者 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。
- (4) 町民 町内に住所を有する者、居住する者、勤務する者、在学する者及び地域活動団体等をいう。
- (5) 事業者 町内において商業、工業その他の事業活動を行う者及び町内に所在する土地又は建築物等を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる町民の生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が町民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、町、町民等、関係機関及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町長は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を実施する責務を有する。

2 町長は、前項の施策の実施に当たっては、北海道（以下「道」という。）及び北海道警察（以下「所轄警察署」という。）並びに法第32条の2第1項の規定により北海道公安委員会から北海道暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他関係する機関及び団体と緊密な連携を図るものとする。

3 町長は、道が行う暴力団の排除に関する施策について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

4 町長は、暴力団及び暴力団員に関する情報を得たときは、所轄警察署その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するものとする。

（職員への不当要求に対する措置）

第5条 町長は、公務の適正かつ円滑な執行を確保し、職員の職務執行における暴力団員による不当要求に対して適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

（町民等の責務）

第6条 町民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的かつ相互に連携して取り組むとともに、町長が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。）に関し、暴力団との関係を遮断し、暴力団を利用することとならないようにするとともに、町長が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 町民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、町長又は所轄警察署その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

（町の事務事業における措置）

第7条 町長は、建設工事の発注その他町の事務又は事業（以下「町の事務事業」という。）において暴力団を利用することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）を、町が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 町長は、町の事務事業に関する契約の相手方に対し、下請その他の当該契約に関連する契約の相手方（以下「下請契約等の相手方」という。）から暴力団員等を排除するために必要な措置を講ずるよう義務付けるものとする。

3 町長は、町の事務事業に関する契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等から不当介入を受けたとき又は下請契約等の相手方が当該下請契約等に係る業務の遂行に当たって暴力団員等から不当介入を受けたことを知ったときは、町長に報告するとともに、所轄警察署に通報するなど、必要な協力を行うよう義務付けるものとする。

4 町長は、町の事務事業に関する契約の相手方が、前2項の規定に基づき当該契約等において定められた条項に違反したときは、当該契約の相手方に対して、町が実施する入札に参加させないなどの必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設の使用の制限)

第8条 町長、教育委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「町長等」という。）は、同法第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可しないことができるものとする。

2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認めたときは、当該許可を取り消し、又は当該使用を停止することができるものとする。

3 前2項の場合において、当該不許可又は許可の取消し等の処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消し等について定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

(町民等に対する支援)

第9条 町長は、町民等が自主的に暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、必要な支援を行うものとする。

2 町長は、町民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、所轄警察署と緊密に連携し、その安全の確保を図るものとする。

(広報及び啓発)

第10条 町長は、町民等の暴力団の排除に関する理解を深めるため、必要な啓発活動を行うものとする。

(青少年に対する指導等のための措置)

第11条 町長は、学校、地域及び職域において、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないための指導が必要に

応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

- 2 町長は、青少年の育成に携わる者が前項の指導を行うために、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

- 第12条 町民等は、債権の回収及び紛争の解決等に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

(利益供与の禁止)

- 第13条 町民等は、暴力団の威力を利用する目的、又は利用したことに関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者（以下「特定の者」という。）に対して金品その他財産上の利益の供与をしてはならない。

- 2 町民等は、前項に定めるもののほか、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、特定の者に対して金品その他財産上の利益の供与をしてはならない。

(祭礼等における主催者等の措置)

- 第14条 祭礼、花火大会、興行その他の公共の場所において多数の者が特定の目的のために一時的に集合する行事を主催する者又はその運営に携わる者（以下「行事主催者等」という。）は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該行事に関し、暴力団を利用すること。
- (2) 当該行事の運営に関与しようとする者が暴力団員であることを知りながら、これに関与させること。
- (3) 当該行事において、暴力団員であることを知りながら、みこし等の巡行に参加させ、又は露店を出させること。

- 2 行事主催者等は、当該行事からの暴力団の排除のために必要な措置を講じなければならない。

- 3 町長は、行事主催者等が前項の措置を講じられるよう、当該行事主催者等に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(委任)

- 第15条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(栗山町町営住宅の使用に関する条例の一部改正)

- 2 栗山町町営住宅の使用に関する条例（昭和33年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 町長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるときは、前項の許可をしないものとする。

(栗山町公園条例の一部改正)

- 3 栗山町公園条例（昭和44年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「認める場合」の次に「又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されるおそれがないと認める場合」を加える。

第14条の3の次に次の2条を加える。

(使用の制限)

第14条の3の2 町長は、次の各号の一に該当するときは、その使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は備付物件を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その使用が暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。
- (4) その他管理運営上支障があると認められるとき。

(使用の取消し等)

第14条の3の3 町長は、次の各号の一に該当するときは、使用の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用許可の申請に偽りがあったとき。
- (4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。
- (5) 前条の規定に該当することとなったとき。

- 2 前項の場合、使用者に損害があっても町長はその責を負わない。

(栗山町勤労者福祉センター条例の一部改正)

- 4 栗山町勤労者福祉センター条例（昭和49年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。

(泉記念館条例の一部改正)

- 5 泉記念館条例（昭和52年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中「認める者の」を「認められるとき又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるときは、」に改める。

(栗山町農村環境改善センター条例の一部改正)

- 6 栗山町農村環境改善センター条例（昭和55年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。

(栗山町公民館条例の一部改正)

- 7 栗山町公民館条例（昭和56年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。

(栗山町図書館条例の一部改正)

- 8 栗山町図書館条例（昭和63年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中「認める者の」を「認められるとき又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるときは、」に改める。

(栗山町桜山自然の家条例の一部改正)

- 9 栗山町桜山自然の家条例（昭和63年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。

（栗山町開拓記念館条例の一部改正）

- 1 0 栗山町開拓記念館条例（昭和63年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条中「認める者の」を「認められるとき又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるときは、」に改める。

（栗山町ふれあいプラザ条例の一部改正）

- 1 1 栗山町ふれあいプラザ条例（平成2年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。

（栗山町総合福祉センター条例の一部改正）

- 1 2 栗山町総合福祉センター条例（平成8年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。

第6条第1項に次の1号を加える。

- (5) 前条の規定に該当することとなったとき。

（栗山町カルチャープラザ条例の一部改正）

- 1 3 栗山町カルチャープラザ条例（平成11年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。

（栗山町体育施設条例の一部改正）

- 1 4 栗山町体育施設条例（平成17年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

7号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。

(栗山町立学校施設使用条例の一部改正)

- 15 栗山町立学校施設使用条例(平成17年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。

(栗山町ファール森観察飼育舎条例の一部改正)

- 16 栗山町ファール森観察飼育舎条例(平成19年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第5条中「認める者の」を「認められるとき又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるときは、」に改める。